

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第2部門第6区分

【発行日】平成22年5月20日(2010.5.20)

【公表番号】特表2009-532280(P2009-532280A)

【公表日】平成21年9月10日(2009.9.10)

【年通号数】公開・登録公報2009-036

【出願番号】特願2009-502955(P2009-502955)

【国際特許分類】

B 6 5 D 25/04 (2006.01)

B 6 5 D 5/497 (2006.01)

B 6 5 D 81/34 (2006.01)

【F I】

B 6 5 D 25/04
B 6 5 D 5/48 1 0 1 K
B 6 5 D 81/34 W

【手続補正書】

【提出日】平成22年3月29日(2010.3.29)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

複数の食品を支持するための構造体であって、

互いに離間している複数の仕切り壁と複数のベースパネルとを備え、

各仕切り壁は、互いに折り曲げ可能に接続している第一の分離パネル及び第二の分離パネルを含み、該第一の分離パネル及び該第二の分離パネルのうちの少なくとも一つはマイクロ波エネルギー相互作用要素を含み、

各ベースパネルは一対の隣接する仕切り壁の間に位置し、該一対の隣接する仕切り壁を接続しており、当該構造体は、

該第一の分離パネル及び該第二の分離パネルを互いに実質的に向かい合う関係に維持する該構造体の縁に沿った少なくとも1つの固定機能部含む、構造体。

【請求項2】

前記少なくとも一つの固定機能部は、前記構造体の前記縁に沿って互いに連結される第一の固定機能部及び第二の固定機能部を含む、請求項1に記載の構造体。

【請求項3】

前記第一の固定機能部は前記構造体の前記縁から内部に延在する第一のスリットによって画定され、前記第二の固定機能部は前記構造体の前記縁から内部に延在する第二のスリットによって画定される、請求項2に記載の構造体。

【請求項4】

前記複数のベースパネルは第一のベースパネル及び第二のベースパネルを含み、前記第一のベースパネルは前記第一の固定機能部を含み、前記第二のベースパネルは前記第二の固定機能部を含む、請求項2又は3に記載の構造体。

【請求項5】

前記固定機能部は、前記ベースパネルの1つに折り曲げ可能に接続される、請求項1に記載の構造体。

【請求項6】

前記固定機能部は、複数の固定用突起を含む、請求項 5 に記載の構造体。

【請求項 7】

各固定用突起は、2つの隣接する仕切り壁の間の前記ベースパネルのうちの一つを実質的に覆う、請求項 6 に記載の構造体。

【請求項 8】

前記仕切り壁は、実質的に直立しており、前記ベースパネルは、前記仕切り壁に対し実質的に交差している、請求項 1 乃至 7 のいずれか 1 項に記載の構造体。

【請求項 9】

前記仕切り壁は、実質的に平坦であり、前記ベースパネルは、前記仕切り壁に実質的に平行である、請求項 1 乃至 7 のいずれか 1 項に記載の構造体。

【請求項 10】

前記マイクロ波エネルギー相互作用要素は、サセプタを含む、請求項 1 乃至 9 のいずれか 1 項に記載の構造体。

【請求項 11】

前記マイクロ波エネルギー相互作用要素は、衝突するマイクロ波エネルギーの少なくとも一部を熱エネルギーに変換する、請求項 1 乃至 9 のいずれか 1 項に記載の構造体。

【請求項 12】

隣接する仕切り壁の各対及びそれらの間の前記ベースパネルは食品を収納するレセプタクルを画定する、請求項 1 乃至 11 のいずれか 1 項に記載の構造体。

【請求項 13】

構造体を形成するためのプランクであって、該プランクは、
一対の縁を有し、
複数の分離パネルの対を有し、各分離パネルの対は、第一の方向に延在する線に沿って、
第二の分離パネルに折り曲げ可能に接続された第一の分離パネルを含み、前記第一の分離パネル及び前記第二の分離パネルのうちの少なくとも一つはマイクロ波エネルギー相互作用材料を含み、

複数のベースパネルを有し、各ベースパネルは1つの分離パネルの対の該第一の分離パネルを、隣接する一つの分離パネルの対の該第二の分離パネルに接続し、各ベースパネルは一対の固定機能部を含み、各固定機能部は、前記第一の方向にほぼ垂直な第二の方向に延在する前記対向する縁の対の一つに隣接する、プランク。

【請求項 14】

各固定機能部は、前記第二の方向に延在する前記各縁から内部に延在する弓形カット線によって画定される請求項 13 に記載のプランク。

【請求項 15】

前記固定機能部の対は第一の固定機能部の対であり、
少なくとも一つのベースパネルは、第二の固定機能部の対を含み、第二の固定機能部の対のそれぞれが、前記第二の方向に延在する前記対向する縁の対の一つにそれぞれ隣接する請求項 13 又は 14 に記載のプランク。

【請求項 16】

構造体を形成するためのプランクであって、該プランクは、
複数の分離パネルの対を有し、該複数の分離パネルのそれぞれが第一の方向に延在する線に沿って、第二の分離パネルに折り曲げ可能に接続される第一の分離パネルを含み、前記第一の分離パネル及び前記第二の分離パネルのうちの少なくとも一つはマイクロ波エネルギー相互作用材料を含み、

複数のベースパネルを有し、各ベースパネルは、該第一の方向に延在する折り線に沿って、1つの分離パネルの対の該一の分離パネルを、隣接する1つの分離パネルの対の該第二の分離パネルに接続し、

該複数のベースパネルの一つの縁に折り曲げ可能に接続されている固定機能部を有し、該ベースパネルの縁は該第一の方向にほぼ垂直な第二の方向に延在し、該固定機能部は該第一の方向に延在する複数の固定用突起を含む、プランク。

【請求項 17】

各固定用突起は前記ベースパネルのうちの一つに重なるような寸法とされている、請求項16に記載のプランク。

【請求項 18】

前記固定機能部は第一の固定機能部であり、

前記ベースパネルの前記縁は前記第二の方向に延在する前記ベースパネルの第一の縁であり、

当該プランクは、前記第二の方向に延在する、前記ベースパネルの第二の縁に折り曲げ可能に接続する第二の固定機能部をさらに含み、前記第二の固定機能部は前記第一の方向に延在する複数の固定用突起を含む、請求項16又は17に記載のプランク。

【請求項 19】

前記マイクロ波エネルギー相互作用材料は、衝突するマイクロ波エネルギーの少なくとも一部を熱エネルギーに変換する、請求項13乃至18のいずれか1項に記載のプランク。

【請求項 20】

前記マイクロ波エネルギー相互作用材料は、サセプタである、請求項13乃至18のいずれか1項に記載のプランク。